

後期高齢者医療保険料のお知らせ

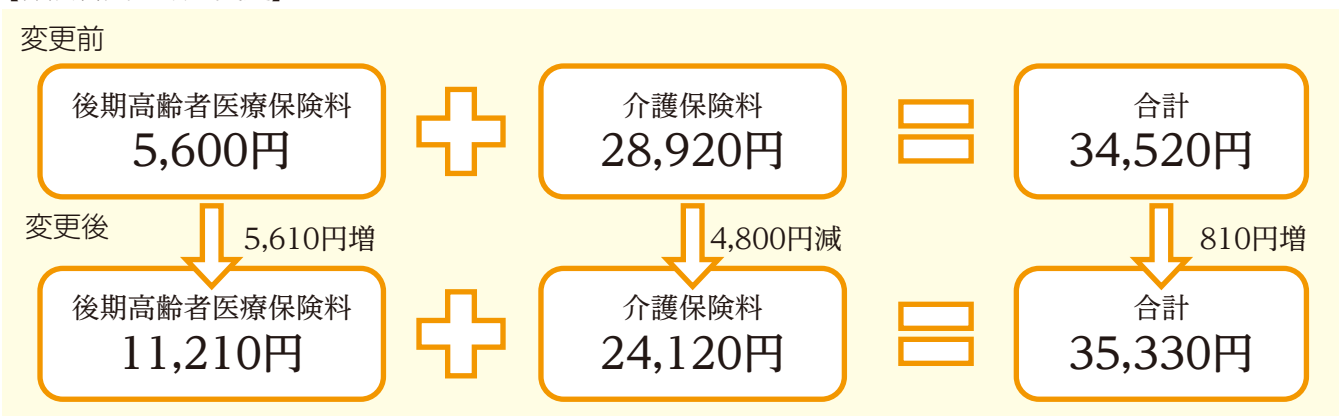
問い合わせ 後期高齢者医療制度について 国保年金課 公費医療係(☎内線305・315)
 介護保険について 高齢者支援課 介護保険係(☎内線370・371・372)
 年金生活者支援給付金について ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)

後期高齢者医療被保険者の負担について

後期高齢者医療保険料の均等割軽減見直しにより、一部の被保険者(世帯全員の公的年金収入が80万円以下の人)の保険料負担は増額されますが、その他の制度改正などに伴い、負担が急激に上がることはないよう措置がされています。その他の制度改正などは以下のとおりです。

- ① 介護保険料の負担軽減強化…… 本年度、住民税非課税世帯の介護保険料の軽減を行います。それにより、上記該当者(介護保険料所得段階が第1段階の人)は、介護保険料が年額で4,800円下がります。
- ② 年金生活者支援給付金…… 所得の低い年金受給者に、10月(12月振込分)から給付金(基準額月5,000円)が支給されます。

【保険料負担額の変更】



均等割軽減見直し後の年金差引について

(軽減見直し後の保険料年金差引の参考例)

	後期高齢者医療保険料	介護保険料	年金給付金
特徴1期(4月年金差引)	900円	4,860円	
特徴2期(6月年金差引)	900円	4,800円	
特徴3期(8月年金差引)	900円	4,800円	
特徴4期(10月年金差引)	2,910円	3,260円	
特徴5期(12月年金差引)	2,800円	3,200円	+ 10,000円(満額納付者の場合)
特徴6期(2月年金差引)	2,800円	3,200円	+ 10,000円(満額納付者の場合)
合計	11,210円	24,120円	+ 20,000円(満額納付者の場合)

※年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件(65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下)を全て満たす必要があります。金額は保険料を納めた期間等により異なり、基本的に10・11月分を12月(年金の支払日と同日)に振込みます。

※後期高齢者医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。